

令和3年度群馬県公立高等学校入学者選抜に係る 新型コロナウイルス感染症に対応した検査実施のガイドライン

群馬県教育委員会事務局高校教育課

1 基本的な考え方

入学者選抜は、基本的に検査問題を解くことに集中し、他者との交流や接触を伴うものではなく、感染防止策をあらかじめ講じておけば、感染症の感染リスクは比較的低いとされていることから、令和3年度群馬県公立高等学校入学者選抜は、感染防止のための取組を徹底した上で実施する。

群馬県教育委員会と各高等学校は、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.12.3 Ver.5)」(以下、「衛生管理マニュアル」という。)を踏まえ、新型コロナウイルスの感染防止を図り、受検者が安全に、また安心して受検できる場を提供するという視点に立って、検査実施体制を整えることが重要である。

なお、本県における感染状況の変化や新たな科学的知見により、今後、本ガイドラインの内容について、必要な更新・修正等を行うことがある。

2 検査会場の衛生管理体制等の構築

検査会場における新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、以下に示す(1)事前の準備、(2)検査当日、(3)検査終了後の3つの時点ごとに措置を講じ、検査会場の衛生管理体制等を構築する。

(1) 事前の準備

① マスク、消毒用アルコール等の準備

検査会場内では、マスクの常時着用を義務付けることとし、未所持者がいた場合に提供するマスクを準備すること。また、検査会場や学力検査室及び控室(以下、「検査室等」という。)の入口に消毒用アルコールを配置すること。

② 検査室等における座席間の距離の確保

検査室等における受検者の座席間の距離は、実施する人数や机・椅子等の配置を工夫するなどして、原則として1メートル程度確保すること。

③ 別室の確保

従来どおり、「発熱・咳等の体調不良の受検者用の別室」と「インフルエンザ様症状の受検者用の別室」の2室のほか、新型コロナウイルス感染症に係る「濃厚接触者のうちPCR検査で陰性かつ無症状の受検者用の別室」を設けること。別室においては、受検者の座席間の距離を基本的に2メートル以上確保すること。また、感覚過敏等の事情により、マスクの常時着用が困難な受検者から事前に要望があった場合は、当該受検者用の別室を設けること。

④ 検査室等の机、椅子及びドアノブ等の消毒

検査前日に消毒用アルコール等(次亜塩素酸ナトリウム液(漂白剤)を希釈したものも可)を使用した消毒を行うこと。

⑤ 検査会場及び検査室への入退場方法の検討

複数の入口や門を使用するなど、入退場時の混雑を避けるための工夫を行い、願書受付時や学校のWebページ等で周知を図ること。また、受検者が一斉に検査室と控室とを往来する際は、一定間隔を空けて入退室させるなど、混雑を避けること。

⑥ 受付の設置

検査会場の入口に受検者の受付を設置し、受検者から提出された「健康状態申告書」を確認するとともに、発熱等の風邪症状のある受検者に対しては、必要に応じて別室での受検を案内する

⑦ トイレの利用方法の検討

トイレの入口に導線を示す（例えば、マーキング等により1メートル程度の間隔を示す）とともに、利用後の手洗いなどを促す案内紙を入口に掲示すること。また、トイレ内については常に換気を行うこと。

⑧ 保護者控室の設置

原則設置しない。ただし、付き添いが必要な受検者がいる場合は、受検者と同等の感染予防策を講じることを条件に、入場を認めること。

(2) 検査当日の対応

① 発熱等の風邪症状のある受検者への対応

受付時に提出された「健康状態申告書」、検査開始前の監督者による確認、本人からの申出等により、発熱等の風邪症状のある受検者がいた場合には、別室での受検を案内すること。

なお、「健康状態申告書」を忘れた受検者や発熱等の風邪症状のある受検者については、受付にて非接触型体温計などによる検温を実施し、必要に応じて上記の対応を行うこと。

② マスク着用の義務付け

検査会場内においては、受検者、検査監督者等共に、マスクの常時着用を義務付けること。

なお、感覚過敏等の事情により、マスクの常時着用が困難な受検者から事前に要望があった場合は、当該受検者用の別室を設けること。

③ 手指消毒の実施

受検者、検査監督者等共に、検査会場の入退場時、トイレの利用時、昼食の前後のほか、適宜、消毒用アルコールによる手指消毒を要請すること。

なお、受検者が消毒用アルコールに過敏に反応する場合は、石けんと流水で手洗いなどの対応を要請すること。

④ 換気の実施

「衛生管理マニュアル」に基づき、常時換気することが望ましいが、当日の天候を考慮しつつ、少なくとも各教科が終了するごとに、検査室等の全ての窓や出入口を2分程度開放する、または、対角に2方向の窓や出入口における20センチメートル程度の開放を10分程度行うこと。

⑤ 休憩時間、昼食時の対応

検査時間以外は他者との接触、会話を控えるよう要請すること。また、昼食時は、他者との接触、会話を控えるとともに、同一方向を向き自席で食事をとるよう要請すること。

⑥ 面接検査の実施

面接室の廊下において、受検者を立ったまま待機させ、入退室時は、受検者がドアノブに触れぬよう、評価者がドアの開閉を行うこと。入室後の本人確認は、受検番号の照合後、一時的にマスクを外させ顔写真との照合を行い、速やかにマスクを着用させること。また、座席の利用者が複数となるため、受検者ごとに拭き取りによる座席のアルコール消毒を行い、受検者と評価者との距離を2メートル以上確保すること。

⑦ 実技検査等の実施

実技検査やパーソナルプレゼンテーションにおいては、上記⑥同様、受検者と評価者との距離を2メートル以上確保するとともに、用具の共有を避けること。やむを得ず用具を共有する場合、検査の前後の手洗いと手指消毒を実施し、消毒が可能な用具はアルコール消毒を実施すること。

(3) 検査終了後

① 検査室の机、椅子の消毒

検査日程が連続し、座席利用者が異なるような場合には、当日の検査終了ごとに消毒用アルコール（次亜塩素酸ナトリウム液（漂白剤）を希釈したものも可）を使用した拭き取りを行うこと。また、全ての検査終了後、使用した検査室等における机や椅子等の消毒を行うこと。

② 保健所等の行政機関への協力

検査終了後に、受検者や検査監督者等に新型コロナウイルスの感染が判明した場合には、各校は直ちに群馬県教育委員会（市立・学校組合立高等学校においては、学校を設置する市・学校組合教育委員会を含む）に報告し、保健所等の行政機関が行う必要な調査への協力を行うこと。

③ 合格者発表時の対応

入学手続き関係書類の配付については、特定の時間に合格者が集中しないよう配付時間を区分するとともに、学校のWebページに掲載し、周知を徹底すること。

3 受検者に対する要請事項

あらかじめ受検者に対し要請する事項を、別紙「令和3年度群馬県公立高等学校入学者選抜を受検する皆さんへ」により周知しているが、学校のWebページにも掲載し、周知を徹底すること。

4 検査監督者等に関する留意事項

① 検査前の健康管理

「衛生管理マニュアル」に基づいた検温などの健康管理を行い、体調不良などを訴える者がいた場合は、自宅待機や医療機関の受診など、適切な対応をとるとともに、準備や業務に当たらないこと。また、検査監督者等の同居の家族などへの健康管理の協力を要請すること。

② 検査当日の衛生管理

マスクの常時着用及び手指消毒を義務付けること。特に、別室における検査監督業務に当たっては、マスクの常時着用及び手指消毒を徹底すること。

③ 検査終了後の健康管理

検査業務終了後も、「衛生管理マニュアル」に基づいた検温などの健康管理を行い、体調不良などを訴える者がいた場合には、自宅待機や医療機関の受診など、適切な対応をとること。

5 その他

対応や判断に慎重を期すべき内容がある場合は、速やかに高校教育課と協議を行うこと。